

羽島市議会議員

豊島 保夫 様

羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について

令和5年7月11日、羽島市ホームページの議会情報の中で、貴殿に関する「羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書（以下、「報告書」と言います。）及び「羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果通知書（以下、「通知書」と言います。）」が公表されました。

その報告書には、令和5年6月6日に開催された「羽島市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」と言います。）」において貴殿と審査会委員との質疑応答が記載されております。その質疑応答の中で、NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長（以下、「村長」と言います。）の経歴に関し、貴殿は、「NPO法人の活動を始めた責任者から話を受けた」、「NPOの活動を始めた責任者から村長に就いてと頼まれた」、「今、名称がなくなっていれば別だが、そういう組織があるわけだから、先方から何の申し出もない」、「村長についてあえて確認したこともないし、指摘を受けたこともその団体から今日現在ない。」旨の発言（報告書の3、4ページ）をされております。

この発言内容は、明らかに実際の事実関係と異なる内容であり、極めて遺憾です。これを放置することは、私ども団体の名誉に関わるものとなるため、貴殿に対し本書面をもちまして強く抗議をいたします。

私どもから貴殿に対し通知させていただいた「令和5年6月14日付『かみなり村村長』『岐阜羽島ボランティア協会』呼称使用について（以下、「令和5年6月14日付文書」と言います。）」の内容と重複する部分がございますが、貴殿が村長を名乗るに至った経緯及び事実関係は以下の通りです。

平成22年当時、貴殿から当時のNPO法人岐阜羽島ボランティア協会理事長川合宗次に対し、「NPO法人の会員になりたい、主体的に協力したい、役職に就任したい」とのお話がありました。役員就任要請については、当法人に対して活動実績がないため「NPO法人の了解が得られない」との理由でお断りしました。しかし、貴殿から「どんな形でもよい」との再度依頼を受け、当時、貴殿が坂丸区副区長を務められたこともあり、坂丸区とのつなぎ役を期待して、法人の正式な役職ではないですが「村長」という呼称を名乗られることを平成22年3月28日（日）開催の理事会・運営委員会で協議し、役員から了解を得るに至りました。その当時、貴殿が羽島市議会議員に立候補するということは知る余地もありません。仮に私どもが知っていた場合、当法人として政治や宗教に関する活動にかかわらないという方針であったため、貴殿が村長を名乗ることを認めませんでした。

しかし、平成 26 年 11 月に NPO 法人の事業は、順次社会福祉法人に引継ぎ、全く別法人となり通称「かみなり村」の事業についても同様となりました。社会福祉法人の定款上または組織上に存在しない村長を名乗ることは、法人の意に反しており、「**今後は、使わないでいただきたい**」とお伝えし、貴殿も承知頂いているものと認識していました。

以上のとおり、令和 5 年 6 月 6 日開催の審査会における貴殿の村長使用の経緯に関する発言は、明らかに事実と異なっております。

このことは、羽島市議会議員政治倫理審査要綱第 2 に規定されている「3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と見識を養う。」、「4 議員は、公平かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培う。」に反するものと認識しております。

尚、公表までの経緯、今回の文書および令和 5 年 6 月 14 日付文書については、お伝えしたとおり公表させていただきます。また、その対応については、私どもの顧問弁護士に相談しており、今後も貴殿が真実と異なる発言を繰り返すようであれば法的手段を取ることを申し添えます。

令和 5 年 7 月 18 日

NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会
理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会
理事長 川合 宗次